

2022年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、「設問」に答えなさい。

2016年にヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が制定、施行されたが、同法はヘイトスピーチを禁止、処罰するものではなかった。そこで、202*年8月、政府はヘイトスピーチ対策の実効性をより一層高めるため、処罰規定を盛り込んだ「ヘイトスピーチ処罰法」案（以下「本件法案」という。）を国会に提出した。

YはA裁判所判事の職にあったが、本件法案には批判的な考えを有していた。そしてYは、SNS上で、「本件法案は表現内容規制をもたらす萎縮効果への配慮が全くもって不十分。」といった内容の投稿を、何度も繰り返し行っていた（以下「本件各投稿」という。）。本件各投稿はYの個人アカウントから行われ、Yの本名とともに表示されていた。しかし、YはSNSのプロフィール欄に自分の職業を記載していなかったため、本件各投稿を見るだけではそれが裁判官によるものと認識することは困難であった。ただ、Yの名前をインターネット上で検索すれば、同姓同名の裁判官が存在する事実には遭遇し得た。そのため、インターネット上の掲示板サイトでは、本件各投稿が裁判官によるものである旨の噂が広がっていた。また、他者のSNS上でも、本件各投稿は頻繁に引用され、「裁判官でさえ『ヘイトスピーチ処罰法』案に大反対しているよ！」といった発言とともに拡散されるなどしていた。

202*年9月、本件法案に反対する団体が企画したシンポジウム「ストップ！ヘイトスピーチ罰則化」（以下「本件集会」という。）が開催されることになった。本件集会の主催者Zは、以前よりYの本件各投稿に注目しており、Yにパネリストとして本件集会に登壇するようSNS上で懇願していた。その後、Yはこれを快諾したため、本件集会のパンフレットやポスターには、Yの職業こそ明らかにされてはいなかったものの、Yの氏名が大きく掲載されることとなった。

この事実を知ったA地方裁判所の所長Xは、Yに対して、本件集会に参加すれば懲戒処分もありうる旨の警告を発した（以下「本件警告」という。）。これに対して、Yは、「仮に私が法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める『積極的に政治運動をすること』に当たるとは考えていない。裁判所法52条1号が裁判官に対し『積極的に政治運動をすること』を禁止しているのは、裁判官の独立および中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその

目的があるが、職務から離れた私生活における発言が同号の趣旨に抵触するとは思われない。しかもSNS上の投稿が私本人のものかは明らかですらない。」と反論した。

しかし、Xは、「司法に対する国民の信頼は、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるものであるため、本件各投稿が裁判官によってなされているとの印象を国民に与えること自体が許されない。また、実際に本件各投稿をYが行っている事実がある以上、さらにYが本件集会に登壇することは一層の状況悪化を招くだけであり、これは決して認められない。」と述べ、改めて本件警告の内容を確認した。

だが結局、Yは本件警告を受け入れず本件集会に参加、登壇し、本件各投稿と同様の発言を行った（以下「本件言動」という。）ため、Xは、本件言動が裁判所法52条1号の禁止する「積極的に政治運動をすること」に該当し、同法49条所定の職務義務違反に当たるとして、分限裁判*の申立てを行った。

これに対して、Yは、本件言動を理由に自らを懲戒することは裁判所法52条1号および同法49条の解釈適用を誤り違憲であると考えている。

*分限裁判……裁判官の免官や懲戒を決定するために開かれる裁判のこと。

〔設問〕

上記事案に含まれる憲法上の問題について、あなたの意見を述べなさい。なお、その際には、必要に応じて、自己の見解と異なる立場に言及すること。

【参考資料】裁判所法（抄）

（懲戒）

第49条 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

（政治運動等の禁止）

第52条 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：憲法】

《出題趣旨》

本問は、裁判官が「積極的に政治運動をすること」を禁止する裁判所法 52 条 1 号を裁判官の私生活上の言動に適用することの憲法適合性について検討を求めるものである。解答の形式としては、X や Y といった特定の立場からの見解を求めるものではなく、もっぱら自己の見解の提示を求めている。したがって、解答に際しては、違憲主張・合憲主張のいずれを行っても構わないが、その際には、必要に応じて自己の見解と異なる立場に言及することが求められている。

本問の事案は、寺西事件（最大決平成 10 年 12 月 1 日民集 52 卷 9 号 1761 頁）に類するものであり、本問の解答に際しても、同決定が一部参考になったであろう。ただ、同決定では、裁判所法 52 条 1 号が「積極的に政治運動をすること」を禁止していること自体の合憲性を検討することが主であったため、その限りでは、同決定を本問の解答において丸写しすることは困難だと思われる。他方で、裁判官とは異なるが、公務員の私生活上の政治的活動が国家公務員法 102 条 1 項で禁止された「政治的行為」あたるとして問題となった堀越事件（最大判平成 24 年 12 月 7 日刑集 66 卷 12 号 1337 頁）からも、本問を解答するにあたり一定の示唆を得ることができる。堀越事件判決は、国公法 102 条 1 項の「政治的行為」を、政治活動の自由の重要性等を踏まえつつ、これを「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの」と解し、最終的には被告人を無罪としている。本問の事案でも、同判決を参考に、裁判所法上の「積極的に政治運動をすること」を限定解釈するというアプローチは、あってよいかもしれない。

このように、本問は、代表的な憲法判例を学修していることを前提として出題されたものであり、その学修で得た知識や判例理解を個別事案において適切に応用することができるかを測定しようとするものであった。

《解説・講評》

解答にあたっては、まず Y の本件言動を理由に懲戒することがどのような点で憲法問題を生じさせているかを明らかにする必要がある。本問では、本件言動が裁判所法 52 条 1 号の「積極的に政治運動をすること」に当たり、同 49 条の職務上の義務違反に当たるとするのが懲戒理由であるので、このような理由での懲戒は、裁判官の政治運動ないし政治活動の自由を保障する憲法 21 条 1 項に違反する疑いがある、と指摘することが可能である。

だが、そもそも裁判官にこのような政治活動の自由が保障されているのであろうか。この点、寺西事件決定は、「憲法21条1項の表現の自由は基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、その保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民として右自由を有することは当然である。」と述べている。したがって、本問においても、この説示を参考に論ずることができるであろう。なお、こうした裁判官の人権享有主体性の論点について、少なくない受験生は、上記の判例の説示を参考とすることなく、学説でしばしば主張されている「憲法秩序の構成要素」という論拠を挙げていたが、理由付けが適切である限り、特に減点することなく評価している。

裁判所法52条1号は積極的な政治運動を禁じており、同号に違反した場合、同法49条の職務義務違反として懲戒処分の対象となることから、同法52条1号が政治活動の自由を制約するものであることに疑いはない。ただ、堀越事件判決では、「国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、上記の目的に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきものである。」と指摘されている。そうだとすれば、裁判所法52条1号についても、同様に、「必要やむを得ない限度」にその範囲を画する必要があると考えることは、ありうる1つの選択肢である。もっとも、このような考え方に対しては、寺西事件決定が「裁判官に対する政治運動禁止の要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請より強い」と述べていることに鑑みて、堀越事件判決の法理を本問に安易に直輸入すべきではない、との異論もありえよう。いずれの見解に立つ場合であれ、自らの立場とは異なる見解を踏まえつつ、裁判所法52条1号「積極的に政治運動をすること」の解釈適用のあり方を検討することが、本問では求められている。

とはいえ、多くの受験生は、裁判所法52条1号の条文の存在を完全に無視した論述を展開してしまっており、法律論と憲法論との関係性に全く関心を払っていないように思われた。本問の事案は、基本的には裁判所法52条1項および49条の解釈適用が問題となっている事案なのだから、この解釈適用のどの局面において憲法論を展開しようとしているのかについて、読み手に分かるような論述を展開することが、本問では必要があった。合格水準の答案とそうでない答案の分岐点は、ここにあったように思われる。また、ほとんどの答案が、一方的に自己の見解を述べることに終始しており、必ずしも「自己の見解と異なる立場」への言及はしていなかった。設問において「必要に応じて、自己の見解と異なる立場に言及すること」が明示的に要求されていたのだから、こうした要求に応えられていない答案は、必然的に消極的な評価とならざるをえなかった。

本問では、Yが本件集会に参加した際、Yが裁判官であることが明らかにされてい

ない点が、寺西事件の事案と異なるところである。したがって、解答に際しては、この点についても判例とは異なる考慮が必要となってくる。とはいえ、SNS上でYが裁判官であるとの噂が広まっていたことなど、本件各投稿が裁判官によるものだということが既成事実化していたことを強調することで、本問の事案を寺西事件の事案に近づけて評価することもできなくはないであろう。しかし、少なくない答案是、こういった本問固有の事実関係について何らの考慮も行っておらず、極めて表層的な検討にとどまっていた。これらの受験生においては、判例の射程の理解が不十分であったり、判例の事案と本問の事案との距離を適切に把握できていなかったものと思われるので、今後の学修においては、判例の事実関係にも関心を向けた学修をするよう心がけていただきたい。

最後に、本問を解答するにあたっては、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある主張となっていることが求められていることを、改めて付言しておく。

以 上